

意見書

平成 19 年 10 月 16 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 19 年 10 月 3 日付け情審通第 107 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(以下、「接続約款変更案」という。)に対する意見募集に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 開示情報の改善について

【グローバルアクセス株式会社殿・株式会社ヴェクタント殿意見】

[意見書 2 ページ]

(4) 情報提供のあり方について

- ・ 接続現在の申し込みはシステムで行われているにも係わらず、事業者公開されているリソース情報はリアルタイム性が無い HP のみの情報となっております。情報提供の観点においても現状以上により高精度かつ即時性の観点から考慮された情報提供が必須と考えます。このような提供がなくなるとは事業者側としては検討・判断することができず、ダークファイバにしるコロケーションにしる実質的に利用できないリソースとなることを懸念致します。

【KDDI 株式会社殿意見】

[意見書 1 ページ]

開示情報の改善と当面の措置

- ・ 無駄なコロケーションリソースを保留しないためには、接続事業者の努力が必要である一方、NTT東・西の中継ダークファイバ・局舎スペース等に関する開示情報の更新頻度(現状の更新基準は不明確)及び精度(現状A～Dの4ランクで表示)を上げることや、調査期間を短縮することも大変重要です。NTT東・西においては開示情報の更新頻度の増加・改善と、調査期間の短縮に努めるべきです。
- ・ 中継ダークファイバ・局舎スペース等の空きを希望する接続事業者には電子メールで通知する仕組みは、速やかに導入されることが必要です。また、情報提供はNTT東・西の利用部門と公平に、かつ迅速に行われるべきです。

【イー・アクセス株式会社殿・イー・モバイル株式会社殿意見】

[意見書 5 ページ]

保留の要否を選択できる申込手続の整備及び保留を要するものとして申込みがなされた場合において違約金の支払いを要しない保留期間の廃止(コロケーションリソース等)

公開情報について

基本的に事前照会回答と公開情報は一致する内容であり、リソースの空き状況確認は、最新の公開情報を閲覧することでも十分可能と考えます。回答受領時には、既に過去の情報となっている事前照会の手続きは全く意味を持ちません。新たな手続きを設けるのではなく、現行の公開情報の精度を上げる必要があると考えます。

また、長期にわたりDランクとなっている収容局について、NTT東西の更改計画、利用計画は、定期的に見直すべきと考えます。

[意見書 6 ページ]

新たにコロケーションリソース等に空きが生じた旨の情報提供の手続の整備

空きが生じた場合の情報を電子メール等で提供するにあたり、以下の条件を満たさなければ、適切な空き情報の提供とは言えないと考えます。

中継ダークファイバ

現在、NTT西が実施している通知メールと同等の運用は、最低限必要と考えます。

(通知メールの記載情報:支店名、局舎名、ルートコード)

局舎スペース等

接続事業者が必要とする空き情報の提供を受けたと認識するには、現在実施しているNTT西の中継ダークファイバと同等な運用は最低限必要であり、以下の項目は通知メールの記載内容に必須であると考えます。

(通知メールの記載情報:支店名、局舎名、空いたコロケーション情報)

- ・ 上記1)～6)のいずれかに該当すると「債務の履行を担保することを要する」と機械的・画一的に適用され、それを期日までに履行しないと接続停止(第60条)も可能となり、NTT東西殿が一方的に有利な規定です。この決定までには当事者同士の協議プロセスが存在することを明確にして下さい。

【弊社共意見】

- ・ グローバルアクセス株式会社殿、株式会社ヴェクタント殿、KDDI 株式会社殿、イー・アクセス株式会社殿及びイー・モバイル株式会社殿の上記意見に賛同します。
- ・ 情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(2007年3月30日。以下、「答申」という。)において、コロケーション等が一層円滑に行

われることが目的として、コロケーションリソースの利用を希望する接続事業者に対し、NTT 東西は速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすることが適当とされているところ。

- ・ 情報開示に係る仕組みの導入を早期に実現するとともに、当該情報開示が接続事業者にとって有効に利用でき、NTT 東西の利用部門との同等性を担保されるよう、上記意見に挙げられている開示情報の充実化、迅速な情報提供、更新頻度を高める等の対応が必要と考えます。

2. 違約金の接続料原価からの控除について

【KDDI 株式会社殿意見】

[意見書 3 ページ]

2. 加入ダークファイバ・局内ダークファイバの申込手続の見直しについて

- ・ 今回、申込みを撤回した場合の費用を接続事業者が個別負担する仕組みに変更されるため、接続料算定の考え方としては、接続料の原価から申込みの撤回に係る費用を除くことになると考えます。

【弊社共意見】

- ・ KDDI 株式会社殿の上記意見に賛同します。
- ・ 2007 年 10 月 1 日提出の弊社共意見書において述べたとおり、接続料設定における違約金については接続会計の該当機能部分に別掲して明記し、翌年の接続料算定において控除することで接続料単価の低廉化に反映させ、NTT 東西による二重取りを避けることが必要と考えます。

これまで接続料原価の一部に組み込まれ、広く薄く回収されていたコロケーション等の手続キャンセルに係る費用が、接続事業者において個別負担する仕組みに変更されるため、接続料については当該費用を除いて見直す必要があるものと考えます。

以上